

○財務省告示第百十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

輸入統計品目表第〇四〇二・一〇号中「幼児又は」を「幼児、」に改め、「児童福祉施設の児童」のトに「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童」を加える。